

# 令和4年度第2回 音更町農業委員会委員候補者評価委員会 議案

日 時 令和5年2月27日（月）、午前10時から  
場 所 音更町役場庁舎2階 庁議室

1 開 会

2 議 事

議案第1号 委員長及び副委員長の選出について

3 その他

4 閉 会

議案第1号 委員長及び副委員長の選出について

音更町農業委員会委員候補者評価委員会規則第3条第2項に基づき、委員長及び副委員長を下記のとおり選出する。

区 分	氏 名
委 員 長	
副 委 員 長	

音更町附属機関設置条例 (関係条項抜粋)

別表 (第2条、第3条関係)

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定 数	委員の 任 期
町長	【略】			
	音更町農 業委員会 委員候補 者評価委 員会	音更町農業委員会の委員の候補者の 評価に関する事項について、審議を行 うこと。	3人	3年
	【略】			

# 音更町農業委員会委員候補者評価委員会規則

平成28年12月16日  
規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町農業委員会委員候補者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 農業に関する識見を有する者
- (2) その他町長が特に必要と認める者

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(持ち回りの方法による表決)

第5条 委員長が特に必要と認めたときは、持ち回りの方法により表決を求め、委員の過半数が参加する場合に限り、会議の議決に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、持ち回りの方法による表決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「参加した委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済部農政課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。